

審　　査　　基　　準

令和7年3月24日作成

法令名：道路交通法施行規則

根拠条項：第30条の11第1項

処分の概要：運転経歴証明書の再交付

原権者（委任先）：千葉県公安委員会

法令の定め：道路交通法施行規則第30条の11第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）

審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。

標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は　　1日
警察署窓口受理は　　14日

申請先：交通部運転免許本部運転免許課
警察署の交通課窓口

問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課

電話 043-274-2000

備考：